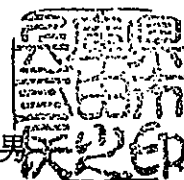


三田市民病院をまもる会

代表 XXXXXXXXXX 様

三田市長 森 哲男



新型コロナウイルス関連肺炎に関する緊急申し入れについて（回答）

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年3月23日付で提出のありましたみだしの件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 三田市民病院で一般外来とは区別して専門外来（帰国者接触者外来）を設置して、新型コロナウイルス感染者の受け入れ、検査、相談体制を確立するとともに、感染症病棟の確保と治療体制を確立できるように、必要な職員配置と装備品確保など政府および兵庫県に財政を含む支援を要請してください。（健康増進課）

帰国者・接触者外来の設置等医療体制の整備につきましては、法律により都道府県が担うことと定められているため、兵庫県が対応にあっております。

兵庫県では、外来医療体制の強化・充実に向けて、帰国者・接触者外来医療機関の増加や臨時外来設置、一般医療機関での外来対応に向けて調整が進められているほか、医療用マスク等の確保として、国が買い上げたサージカルマスクなどについて、医療機関の不足状況を考慮し、順次配布される予定です。

三田市におきましても、兵庫県と連携を図りながら、必要な医療体制の確保に協力してまいります。

- 2 三田市として市民の相談窓口を24時間体制で開設するとともに、迅速かつ的確で正確な情報をすべての市民に機敏に提供してください。尼崎市では24時間対応の窓口を開設し、伊丹市も窓口設置の検討を行っています。（健康増進課）

相談窓口につきましては、新型コロナウイルス感染症の症状に関する相談窓口は、兵庫県が24時間対応のコールセンターを設けております。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、学校の休校をはじめ市としても感染拡大防止の取り組みを進めておりますが、市民のみなさんの経済活動や社会活動への影響も大きくなっていることから、市の取り組みに関するそれぞれの問い合わせ窓口を広報紙やホームページで周知しているところです。

今後の流行状況に応じて、市の取り組みも当然対応させていく必要がありますが、現段階では、感染症に関する問い合わせは、感染された方の検査や入院等を担っている兵庫県のコールセンターまたは保健所（宝塚健康福祉事務所内、帰国者・接触者相談センター）までお問い合わせください。

3 新型コロナウイルスに関する情報及び三田市対策本部の会議内容、政府や県の通知も含めて全面的に公開してください。

市対策本部に、医師や保健所長、感染症対策専門家を加え、専門的知見と学識を踏まえた科学的な政策決定が出来るようにしてください。（危機管理課）

三田市の新型コロナウイルス感染症対策本部の会議内容の他、政府や県からの情報を含む新型コロナウイルス感染症に関する情報につきましては、市ホームページにおいて適時公開しているところです。引き続き、これらの情報につきましては、市民の皆様迅速、正確にお伝えできるよう努めてまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

なお、三田市は中核市ではないため単独の保健所を持っておりませんが、感染症法に基づき、三田市を管内とする兵庫県宝塚健康福祉事務所（保健所）が疫学調査等の専門的調査を実施します。三田市対策本部としましては、国、県との連携を密にし、専門機関である兵庫県宝塚健康福祉事務所の知見を踏まえ、感染症拡大防止対策に取り組んでまいります。

4 市対策本部の対応は機敏に全市民に周知するため、ホームページだけではなく高齢者でも読める紙媒体により、全世帯に届く臨時広報を、週一回程度継続的に発行してください。政府による様々な政策も正確に周知してください。県にも臨時広報の発行を求めて下さい。（危機管理課）

三田市の新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、市ホームページの他、市広報伸びゆく三田 3/15号、4/1号でもお知らせしてきたところです。新型コロナウイルス感染症を取り巻く情勢は日々変化しており、即時性のない紙媒体での情報発信につきましては一定限界がありますが、広く市民の皆さまにお伝えできる長所を生かし、国、兵庫県との連携を密にし、引き続き、市広報紙による適切な情報発信に努めてまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

- 5 検査体制を抜本的に拡充し、かかりつけ医師の判断で必要な人は全員、保険適用による新型コロナウイルス検査を実施することを政府と兵庫県に求めて下さい。(健康増進課)

国は、新型コロナウイルス感染症にかかる検査の需要が高まること等を踏まえ、PCR検査の保険適用を既に開始しております。現在実施しているPCR検査は、原則として発熱や強い倦怠感、呼吸困難などの症状を有し、医師が感染を強く疑う患者に対し行われております。検査の対象を明確にし、検査の実施医療機関を絞ることで、患者を適正な医療に繋ぎ重症化を防ぐとともに、医療提供体制の確保をめざしております。

- 6 無症状あるいは軽症により自宅での経過観察になった場合、高齢単身者など必要な市民は保健師などによる訪問観察と相談を行うようにしてください。その場合、訪問する保健師などの感染予防体制を整えてください。(健康増進課)

現在は、まん延防止の観点から、入院治療の必要のない軽症者についても、感染症法の規定に基づく入院の対象となっております。しかし、重症患者への集中治療の充実のため、軽症者や無症状の陽性者は指定のホテル宿泊での対応も始まっており、今後の感染拡大の状況に応じて、保健師による健康観察を受けていただいた上で自宅療養となる可能性もあります。市といたしましても、国・県の要請に応じ、協力してまいります。

- 7 在宅の要介護認定者には、ケアマネジャーまたは介護福祉士による訪問による問診と観察、必要な処置を行うとともに、発熱などの症状のある場合には介護事業者と医療機関が連携して全員に検査を行うようにしてください。

介護施設及び福祉施設でも同様の対応を行ってください。(介護保険課)

要介護認定者の方への介護サービスの提供は、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要であると考えております。

ご意見としていただきました「ケアマネジャーまたは介護福祉士による訪問による問診と観察」という点につきましては、感染予防のため可能な限り接触を減らすことが望ましいと考えております。

具体的には、外出自粛やサービス利用が事業者側の自粛等によって利用できないなどの原因により、本人の健康状態等の確認が難しくなっている独居の方や、以前からご家族の状況等も含めて留意する必要がある方等を対象に、担当するケアマネジャーが電話で状況を確認し、必要に応じて保健所や医療機関と連携するなどの対応が望ましいと考えておりますので、市内のケアマネジャーに対して留意いただくよう周知いたします。また新型コロナウイルス感染が疑われる方につきましては、保健所等に設置されている

「帰国者・接触者相談センター」へ電話連絡し指示を受けることとなっております。

また、居宅介護支援事業所におきましても、保健所と相談し、生活に必要なサービスを調整することが示されており、国の示す感染症対策に従い対応したいと考えております。

- 8 小中高等学校の長期休校措置に関わる経済的不安を解消する具体的な対策を速やかに実行することを国に要望してください。非常勤教師や学校職員の賃金補償を10分の10で行って下さい。(教育総務課)

学校における県費の非常勤講師や、市費の学校職員につきましては、原則として賃金補償がなされております。

- 9 休校中の児童・生徒への心のケアと学力保障を積極的に行うこと。予期しない一斉休校により、心の整理のつかないまま新中学生になる子どもには特に配慮し、スクールカウンセラーを配置するとともに、三田市民病院の小児科で医師と臨床心理士による子どもと保護者むけの専門外来を設置すること。また、混乱する学校業務や不安定になる子どもたちと接していく教師の心のケアも同時に行うこと。

学校再開の時期と方法は科学的根拠をもとに、政府の一方的要請ではなく、地域や学校現場とよく相談し、専門家の意見も聞いて市教育委員会の責任のもとに決めてください。その場合に、県教育委員会の助言を求めて下さい。(学校教育課)

児童生徒の心のケアにつきましては、中学校8校、小学校9校、特別支援学校1校にスクールカウンセラーを配置しており、すべての市立学校の児童生徒・保護者が相談できる体制を整えております。一斉臨時休業に伴い、児童生徒の不安が大きくなっていることが想定されますので、スクールカウンセラーを積極的に活用してまいります。また、教職員自身のケアについても対応することにしております。

児童生徒の学力保障につきましては、臨時休業に伴い児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、家庭学習を適切に課すなどして対応しております。また、前学年の未指導分の内容につきましては、学校再開後に必要に応じて補充的な学習を行い、児童生徒の学力保障に努めてまいります。

学校再開の時期と方法につきましては、国の要請や県教育委員会の方針を基に、市内の感染症拡大の状況を鑑み、市対策本部で決定いたします。

- 10 今年学校を卒業する学生の就職内定取り消しを行わないよう事業主に求めてください。また就職が決まらない場合は、奨学金の返済を猶予するよう政府に求めて下さい。(産業政策課)

就職内定取り消しを行わないよう事業主へ求めることにつきましては、令和2年3月13日付けで、政府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省より、経済団体、業界団体の長あてに「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動及び2019年度卒業・修了予定等の内定者への特段の配慮に関する要請」が行われております。

奨学金の返済猶予につきましては、独立行政法人日本学生支援機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務先の業績悪化や出勤停止等に伴う減収、失業、内定取消等が生じ奨学金の返還が困難となった場合、返還期限猶予の申請受付が行われております。

以上のように、国では各関係機関向けに要請などが行われており、市としても、本内容に基づき適切に運用されることを切に望むところです。

- 1 1 中小企業の新型コロナによる収入激減や営業に影響を受けている場合に、国の支援制度を適用するための相談窓口を市に設置するとともに、専門的知識と経験のある相談員を配置してください。その場合に、県による市担当者へのバックアップ体制を求めて下さい。

政府の制度で不足する個別ケースをしっかりと把握し、個人事業主やフリーランスなどの方々にも市独自施策として補償してください。(産業政策課)

三田市では、令和2年3月25日から新型コロナウイルスに関する事業者相談窓口を産業政策課に設置し、2名の専従職員を配置したうえで、国、県等の経済支援制度の案内や中小企業信用保険法に基づくセーフティネット貸付の認定相談を行い、また市商工会では、経営に関する相談を行っております。併せて、市と市商工会が共同で、国、県の経済支援の内容や窓口の案内など掲載した、わかりやすいチラシを作成し広く周知に努めているところです。

今後は、市内事業所の実態把握を行い、近日中に示される緊急経済対策を注視しながら取り組んでまいります。

- 1 2 政府にたいして、必要な予算確保を機動的に行うことを求めるとともに、三田市の自治権及び市民の私権に制限や情報統制をかけることになる、政府による緊急事態宣言の発動には反対してください。(健康増進課)

感染症対策は、国、県、市が同じ方向を向いて、対策を進めていくことが重要です。政府が緊急事態宣言を発動し、兵庫県知事から外出自粛等の要請があった場合には、生活にご不便をかけることがあると考えますが、感染拡大防止に向けてご協力をお願い申し上げます。

<お問い合わせ>

1, 2, 5, 6, 12について・・・福祉共生部健康推進室健康増進課
(TEL 559-6155)

3, 4について・・・危機管理課 (TEL 559-5057)

7について・・・福祉共生部健康推進室介護保険課 (TEL 559-5078)

8について・・・学校教育部教育総務課 (TEL 559-5160)

9について・・・学校教育部学校教育課 (TEL 559-5138)

10, 11について・・・地域創生部産業戦略室産業政策課 (TEL 559-5085)

要望・陳情について・・・経営管理部行政管理室総務課 (TEL 559-5035)